

平成27年8月24日

保護者の皆様へ

京都市立大枝中学校
校長 上山 義宏

台風に対する非常措置について

残暑の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝にお過ごしのことと存じます。日頃は本校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、現在台風15号が沖縄付近にあり、26日頃に近畿地方に接近する恐れがあります。その際、京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に『特別警報（※大雨、暴風など6種類）』又は『暴風警報』が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 午後1時登校、5校時からの授業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、帰宅させるなどの対応をいたしますが、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。

2. 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ① 午前 7時までに解除になった場合 → 平常登校（8：20）、1校時からの授業
 - ② 午前 9時までに解除になった場合 → 午前10時25分登校、3校時からの授業
 - ③ 午前11時までに解除になった場合 → 午後1時登校、5校時からの授業（給食は中止）
 - ④ 午前11時現在、警報発令中の場合 → 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

以上、お子達にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。